

(7) 協同組合的な社会

ところで、前節で見たように、マルクスは新しい社会を特徴づけるのに、しばしば「協同組合的〔genossenschaftlich/co-operative〕」という語を含む表現を用いている。生産ないし生産様式について「協同組合的生産」(前節引用33)および「協同組合的生産様式」(37)と呼び、また新社会そのものについて「生産手段の共有にもとづいた協同組合的な社会」(35)あるいは「自由で協同組合的な労働の巨大で調和あるシステム」(25)と言っている。

マルクスは、すでに1850年代の初めから、イギリスのチャーティスト左派の運動に協力・指導するなかで、イギリスでの協同組合運動が社会変革をめざす革命運動のなかでもちうる意義を非常に高く評価していた。このことは、彼の直接の文言としてではなく、彼の理論的な指導を受けつつ論陣を張ったアーネスト・ジョウンズの論説から推定できるのである¹⁾。

協同組合運動が展開されていたが、マルクスの評価は、それらが労働者の意識的自発的な結合であるかぎりで将来のアソシエーションの萌芽と見なすことができるとしても、それらの運動は、労働者階級による国家権力の掌握に結びつかないのでないかぎり、社会変革への力とはならない、というものであったと思われる。そのかぎり、マルクスは当時、協同組合を将来のアソシエーションの組織形態の問題として取り上げていたのではなかったと考えられる。

にもかかわらず、1850年代末にそのような実践的経験をも踏まえて書かれたはずの『経済学批判要綱』では、将来のアソシエーションについて多く言及しながら、協同組合について触れている箇所が皆無であることに見ることができる。1864年9月28日に「国際労働者協会」が創立された。マルクスはこの協会(Association)の『創立宣言』(同年10月執筆)で、現にイギリスおよび大陸で展開されてきていた協同組合運動にきわめて高い評価をもつた。

マルクスは、1848年の革命の敗北ののちの労働者階級の「敗北の連帶」について語ったのち、「明るい半面」を示す「二つの大きな事実」を指摘する。その第1は10時間法案の成立であって、これは労働者にとって実際的意義があるだけでなく、「需要供給の諸法則」にたいする「社会的洞見」の勝利だとして、こ

の成功の意義について次のように書いた。

「労働時間の法律的制限をめぐるこの闘争は、利潤追求者の貪欲をおびえさせたことは別としても、じつに、需要供給の諸法則——中間階級の経済学をなすもの——の盲目的な支配と、社会的洞見——労働者階級の経済学をなすもの——によって制御される社会的生産とのあいだの大抗争に影響を及ぼすものであったから、なおさら激しく闘われた。こういうわけで、10時間法案は、大きな実践的成功であるだけにとどまらなかった。それは一つの原理の勝利でもあった。中間階級の経済学が公衆の面前で労働者階級の経済学に屈伏したのは、これが最初であった。」(MEGA I 20, S. 10, 24; MEW 16, S. 11.)

それに続いて、次のように書いている。

「しかし、所有の経済学にたいする労働の経済学のいっそ大きな勝利が、まだそのあとに待ちかまえていた。われわれが言うのは、協同組合運動〔the co-operative movement Coopérativbewegung〕のこと、とくに、少數の大胆な「働き手」が外部の援助を受けずに自力で創立した協同組合工場〔the co-operative factories Coopérativfabriken〕のことである。これらの偉大な社会的実験の価値は、いくら大きく評価してもしすぎることはない。それらは、議論ではなくて行為によって、次のことを示した。すなわち、大規模に、また現代科学の要請に応じて営まれる生産は、働き手の階級を雇用する主人の階級がいなくてもやっていいけるということ、労働手段は、それが果実を生みだすためには、働く人自身にたいする支配の手段、搾取の手段として独立されるには及ばないということ、賃労働は、奴隸労働と同じように、農奴労働と同じように、一時的で下位の一形態にすぎず、自発的な手と臨機応变な知力と楽しい心とをもって自分の仕事をこなすアシーチエイトした労働に席を譲って消滅すべき運命にあるということ、これである。イギリスで協同組合制度〔the co-operative system Coopérativsystem〕の種子を播いたのは、ロバート・オウエンであった。大陸で労働者が試みた諸実験は、事実上、1848年に——発明されたのではなくて——声高く宣言された諸理論から生まれた実践的な帰結であった。」(MEGA I 20, S. 10, 24; MEW 16, S. 11-12.)

の援助を受けずに自力で創立した〔raised by the unassisted efforts of a few bold "hands"〕協同組合工場を、それが、資本主義的生産様式のもとで発展した社会的生産には資本家階級が不要であって、貧労は「アソーシエイトした労働」にとつて代わられるべきことを示したとして、「協同組合制度」が1848年の『共産党宣言』の「実践的帰結」であったとするほどに、高く評価している。

そのうえで、マルクスは次のように続けている。

「それと同時に、1848年から1864年にいたる期間の経験は、次のことを疑う余地のないまでに証明した。すなわち、協同組合的労働〔co-operative labour〕は、原理においてどんなに優れていようと、また実践においてどんなに有益であろうと、もしそれが個々の労働者の時折の努力という狭い範囲にとどまるならば、独占の幾何級数的な成長を抑えることも、大衆を解放することも叶ってできないし、大衆の貧困の負担を自立って軽減することもできないということである。……勤労大衆を救うためには、協同組合的労働を全国的規模で〔to national dimensions〕発展させる必要があり、したがって国民の資金で〔by national means〕それを助成しなければならない。しかし、土地の貴族および資本の貴族は、彼らの経済的独占を守り永久化するために、彼らの政治的特権を利用することを常とする。……したがつた。それらはこのことを理解したように見える。なぜなら、イギリス、ドイツ、イタリア、フランスで、同時に運動の復活が起り、労働者党の政治的再組織のための努力が同時になされているからである。」(MEGA I 20, S. 10-11, 24-25; MEW 16, S. 12.)

マルクスはこの文書のドイツ語訳を作成するさいに、ここで「1848年からの最も聰明な指導者たちが、すでに1851年および1852年に、イギリスの協同組合運動にたいして主張していたことだった」という文章を書き加えている。明らかに彼がその運動を支援し指導したアーネスト・ジョウンズたちである。つまり、マルクスは彼が1850年代初頭にチャーティスト左派の運動を指導したときの主張をここでふたたび繰り返しているのである。その主張の骨子は、「協

同組合的労働」はそれ自体としてはまだ「アソーシエイトした労働」ではないのであって、それはまずもって「全国的規模で」発展させられなければならない。そのためには「国民の資金」による助成が必要だが、そのためにはなによりもまず政治権力の獲得が不可欠だ。つまり、「協同組合的労働」の発展が政治権力を獲得させるのではなくて、政治権力の獲得がはじめて「協同組合的労働」を全国的規模で発展させることを可能にするのだ。それだから、政治権力の獲得のために、労働者党を政治的に組織しなければならないのだ、ということである。協同組合運動へのきわめて高い評価にもかかわらず、それが「ごく少数の大胆な「働き手」が」組織するようなものであるかぎりは、実質的な経済的影響力を及ぼすことはできないのであって、労働者階級によって獲得された政治権力のもとでそれが全国的規模で発展させられるようになって、はじめて「勤労大衆を救う」ことができるようになるのだ、としているのである。

さて、国際労働者協会での実践的諸経験をも踏まえて、資本主義社会の内部で生まれる協同組合が資本主義的社会からアソシエーションへの移行のさいに、マルクスが論じたのは、『資本論』第3部第1稿の第5果たす積極的な役割をマルクスが論じたのは、『資本論』第3部第1稿の第5章(エンゲルス版第5篇)の「5)信用。架空資本」のうちの、エンゲルスが彼の版の「第27章 資本主義的生産における信用の役割」に利用した部分においてである。ここには、協同組合工場への言及があるだけでなく、総じて、資本主義的生産そのものの発展がもたらすこの生産の制限性の露呈と、したがつて新社会への移行の必然性についての重要な記述が見られるので、その部分をあわせて見ておくことにしよう。

ここでマルクスは、それまでに信用制度について述べたこと(正確に言えば、述べておくべきだと考えていたこと)を踏まえて、資本主義的生産様式における信用制度の役割を約説しているが、まず、①利潤率の均等化運動の媒介、②流通費の節減、③株式会社の形成、の3点のそれぞれについて論じている。このうちの、株式会社の形成にかんする部分で、マルクスは三つのことを述べている。

第1に、株式会社の形成によって、生産規模が著しく拡大し、それ以前の私的諸資本では不可能な規模の企業が、したがつてまたそれ以前には政府企業によって営まれるほかはなかったような企業が「Gesellschaftsunternehmungen〔会社

企業、社会企業」²⁾になる。つまり、株式企業のもとにおける社会的生産諸力と社会的生産との発展である。

第2に、株式会社では、「即的には社会的生産様式を基礎とし、生産手段および労働力の社会的集中を前提している資本」が、私的資本すなわち個別的な私的個人の資本に対立する「Gesellschaftscapital〔会社資本、社会資本〕」すなわち「直接にアソーシエイトした諸個人の資本」の形態を与えられており、資本の諸企業が、私企業に対立する「Gesellschaftsunternehmungen〔会社企業、社会企業〕」となっているのであって、この事態は、「資本主義的生産様式そのものの限界の内部での、私的所有としての資本の廢棄」を意味する。

第3に、資本主義的生産そのものの発展が生みだした株式企業では、生産過程で監督・指揮の機能を果たすのは賃労働者であるマネジャーであり、機能者としての資本家はいなくなっている。総利潤が配当として株主=貨幣資本家のものになるさいにも、そのすべてが利子の形態で、つまり資本所有の果実として受け取られる。こうして株式会社では、機能と資本所有とが、したがって労働と所有とが完全に分離されており、利潤のすべてが他人の剩余労働の取得であることが露呈するようになっている³⁾。

マルクスは統いて、株式会社におけるこのような事態が、資本主義的生産様式の内部における、新たな生産様式への「必然的な通過点」、「過渡点」であることを次のように記している。

「これこそ、資本主義的生産が最高に発展してもたらした結果であり、資本が生産者たちの所有に、といつても、もはや個々別の生産者たちの私有としての所有ではなく、アソーシエイトした生産者としての彼らによる所有としての所有に、直接的な社会所有としての所有に、再転化すると結びついた再生産過程上のいっさいの機能の、アソーシエイトした生産者たちのたんなる諸機能への転化、社会的諸機能への転化である。……こしたがってまた自己自身を廢棄するような矛盾であって、この矛盾は、一見して明らかに〔prima facie〕、生産様式の新たな形態へのたんなる過渡点〔Uebergangspunkt〕として現われるのである。」(MEGA II 4.2, S. 502-503; MEW 25, S.

453-454.)

このように、「株式制度〔Aktienwesen〕が資本主義的システムそのものの基礎の上での資本主義的な私的産業の一つの廢棄である」とことを述べたのちに、こんどは総じて、株式制度を生みだした信用制度が、個々の資本家に社会的な資本の処分権を与えるのであって、ここでは資本主義的生産様式のもうもうの弁明理由が消失していることが指摘されている。

統いて、信用制度と株式制度のもとでの資本の集中が、中小の資本家にまで及ぶ収奪に帰着すること、そして、「この収奪は資本主義的生産様式の出発点であり、この収奪の実行はこの生産様式の目標であって、行き着くところはまさに、すべての個々人からの生産手段の収奪である」ことが述べられ、この生産手段について、次のように書かれている。

「生産手段は、社会的生産の発展とともに、私的生産手段であることをも私的産業の生産物であることをもやめ、いまではもはや、アソーシエイトした生産者たちの手のなかにある生産手段でしかなく、したがって、それらが彼らの社会的生産物であるのと同様に、彼らの社会的所有物でしかない。」(MEGA II 4.2, S. 504; MEW 25, S. 455-456.)

しかし、このことは、資本主義的生産の内部では、即的に（いまだ潜在的に）そうであるだけであって、「この収奪は、資本主義体制そのものの内部では、対立的に、少数者による社会的所有の横奪として現われるのであり、また信用

は、これらの少数者にますます純粋な山師の性格を与える」のである⁴⁾。

さて、このように、資本主義的生産の発展が信用制度と株式制度を通じて、明らかにしたうえで、マルクスは、彼がすでに『国際労働者協会創立宣言』のなかできわめて高く評価していた協同組合工場を取り上げ、これがもつ積極的な意義を、株式会社がもつ意義と対比しつつ論じている。なわち、「株式制度のうちには、すでに、この形態にたいする対立物があるが、しかし株式制度それ自身は、資本主義的な制限の内部で、社会的な富と私的な富という富の性格のあいだの対立を新たにつくりあげる」のにたいして、協同組合工場は次のような意義をもっているのである。

「労働者たち自身の協同組合工場〔Cooperativfabrik〕は古い形態の内部では、古い形態の最初の突破である。といつても、もちろん、それはどこでもそ

の現実の組織では既存の制度のあらゆる欠陥を再生産しているし、また再生産せざるをえないのではあるが。しかし、資本と労働との対立はこの協同組合工場の内部では廃棄されている。たとえ、はじめはただ、労働者たちがアソシエーションとしては自分たち自身の資本家であるという形態、すなわち生産手段を自分たち自身の労働の価値増殖のために用いるという形態によってでしかないとはいえる。この工場が示しているのは、ある生産様式から、物質的生産諸力とそれに対応する社会的生産諸形態とのある発展段階で、新たな生産様式が、自然的に形成されてくるのだ、ということである。協同組合工場は、資本主義的生産様式から生まれる工場制度がなければ発展できなかつたし、また資本主義的生産様式から生じてくる信用システムがなくてもやはり発展できなかつた。信用システムは、資本主義的私的企業がだんだん資本主義的株式会社に転化していくための主要な基礎をなしているのであるが、それはまた、多かれ少なかれ国民的な規模で協同組合企業〔Cooperativunternehmungen〕がだんだん拡張していくための手段をも提供するのである。資本主義的株式企業も、協同組合工場とともに、資本主義的生産様式からアソシエイトした生産様式への過渡形態と見なしてよいのであって、ただ、一方では対立が消極的に、他方では積極的に廃棄されているのである。」(MEGA II 4.2, S. 504; MEW 25, S. 456.)

ここで注目されるのは、第1に、マルクスが協同組合工場を、「ある生産様式から、物質的生産諸力とそれに対応する社会的生産諸形態とのある発展段階で、新たな生産様式が、自然的に形成されてくる」ことを示すものだ、としている点である。すなわち、協同組合工場は、資本主義的生産様式の内部で「自然的に形成」された「新たな生産様式」なのである。それが「新たな生産様式」であるのは、「資本と労働との対立はこの協同組合工場の内部では廃棄されている」からである。

第2に、それが、信用システムを利用することによって、「多かれ少なかれ国民的な規模でだんだん拡張していく」ことが展望されていることである。これは、すでに『国際労働者協会創立宣言』がその必要を指摘していた「協同組合的労働の全国的規模での発展」にほかならない。ただし『創立宣言』では、労働者の政治権力のもとで「国民の資金で助成」する必要が挙げられていたの

にたいして、ここでは「信用」が挙げられているが、これはそもそも、ここで「信用の役割」が問題になっている箇所だからだと考えることができるであろう。

『創立宣言』でもそうであったが、ここでも、協同組合工場という生産形態が、新たな生産様式すなわち「アソシエイトした生産様式」のなかでどのような意義をもつかについてはまったく触れられていない。しかし、株式企業も協同組合工場もともに「資本主義的生産様式からアソシエイトした生産様式への過渡形態」としながら、資本と労働との対立が、株式企業では「消極的に〔negativ〕」、すなわち即ち的に廃棄されているのにたいして、協同組合工場では「積極的に〔positiv〕」廃棄されている、という締め括りからも明らかのように、「新たな生産様式」としての協同組合工場が「アソシエイトした生産様式」のもとでの生産形態の原型を示すものと考えられていたことは確かであろう。原型の意味は行論であらためて考えよう。

さて、このように1864年秋の『創立宣言』で協同組合工場を高く評価したのち、その翌年の5~8月に書かれたと推定される『資本論』第3部第1稿第5篇で、さらに一步を進めて協同組合工場の意義を理論的に把握したマルクスは、1866年8月に、インタナショナル(国際労働者協会)の第1回大会(ジュネーヴ)に出席する暫定一般評議会代議員にあてた『指示〔Instructions〕』のなかで、国際労働者協会の任務にとって「協同組合的労働」がもつ意義を、テーゼのかたちで明らかにした。この『暫定一般評議会代議員への指示。種々の問題』は全部で11項からなっており、のちにマルクスが編集したパンフレットにはそのうち「インタナショナルの綱領の構成部分と見なすべき」4項だけが取り入れられたが、その4項とは、「2. 本協会の働きによる労働と資本とのあいだの闘争における諸運動の国際的結合」、「3. 労働日の制限」、「5. 協同組合的労働」、「6. 労働組合。それらの過去、現在、未来」の各項であつて、このことからも、インタナショナルの綱領のなかで「5. 協同組合的労働」という項が占めていた位置の重要さが推し量られる。

この項は、短いまえがきのあとに5つのテーゼを置く、という構成になっており。まずははじめに、協同組合的労働へのインタナショナルの関わり方を限定するまえがきがある。

「国際労働者協会の務めは、労働者階級の自然的な〔spontaneous〕運動を

結合し普遍化することであつて、およそなんらかの教義的な学説を運動に指示したり押しつけたりすることではない。したがつて大会は、協同組合の特殊的なシステム〔special system of co-operation〕を唱道すべきではなく、若干の一般的原理を明らかにするにとどめるべきである。」(MEGA I 20, S. 231; MEW 16, S. 195.)

ここでは、協同組合について「特殊的なシステム」を提倡すべきではなく、「一般的原理」を明らかにするにとどめるべきだと言う。このことは、協同組合が新たな社会システムにとってもつ意義について、さらにいっそう妥当するものであろう。新たな社会について、その「特殊的なシステム」をあれこれと想像したり規定したりすることは論外であつて、資本主義的生産様式のなかで協同組合のもつ一般的な意義を明確に把握することが肝要なのである。

「(a)われわれは協同組合運動が、階級敵対に基礎を置く現在の社会を一変させる諸力の一つであることを認める。この運動の大きなメリットは、窮乏を生みだしている現在の、資本への労働の従属〔subordination〕という專制的システムを、自由で平等な生産者のアソシエーションという、共和的で福祉をもたらすシステム〔the republican and beneficent system of the association of free and equal producers〕と置き換えることができるということを、実地に証明する点にある。」(MEGA I 20, S. 231-232; MEW 16, S. 195.)

ここでは、社会革命にとって協同組合がもつ意義が簡潔かつ明確に述べられている。すなわち、「自由で平等な生産者のアソシエーション」が可能であることを、資本主義社会の内部で「実地に証明する〔practically show〕」、ということである。それが示している可能性とは、その内部では「資本と労働との対立が廢棄されている」ような、社会的生産活動における諸個人の自由な、自発的な意識的なアソシエーションが存在することができる、ということであろう。こでも、それ以上の「特殊的なシステム」についてはまったくなにも言われていない。

「(b)しかしながら、協同組合制度〔the co-operative system〕が、個々の資金奴隸の個人的な努力によってつくりだせる程度の零細な形態に限られるかぎり、それは資本主義社会を一変させる〔transform〕ことはけつしてできないであろう。社会的生産を自由で協同組合的な労働の一つの巨大で調和ある

システム〔one large and harmonious system of free and co-operative labour〕に転化するためには、全般的な社会的諸変化、社会の全般的諸条件の諸変化が必要である。この変化は、社会の組織された諸力、すなわち国家権力を、資本家と地主の手から生産者たち自身の手に移すことによらないでは、けつして実現することができない。」(MEGA I 20, S. 232; MEW 16, S. 195-196.)

かつて『創立宣言』で、協同組合的労働は「もしそれが個々の労働者の時折の努力という狭い範囲にとどまるならば、独占の幾何級数的な成長を抑えることも、大衆を解放することもけつしてできないし、大衆の貧困の負担を目立つて軽減することもできない」のだから、「勤労大衆を救うためには、協同組合的労働を全国的規模で発展させる必要」があり、したがつて「政治権力を獲得することが、もろもろの労働者階級の偉大な義務となった」、としていたことがここで繰り返されている。ただし、さきに「協同組合的労働の全国的規模での発展」が必要とされていたのが、ここでは一般的に「全般的な社会的諸変化、社会の全般的諸条件の諸変化」が必要だ、と言われている。

「(c)われわれは労働者に、協同組合的商店〔co-operative stores〕よりは、むしろ協同組合的生産〔co-operative production〕に携わることを勧める。前者は現在の経済システムの表面に触れるだけであるが、後者はこのシステムの土台〔groundwork〕を攻撃するのである。」(MEGA I 20, S. 232; MEW 16, S. 196.)

すでに見てきた「協同組合工場」は、言うまでもなく、「協同組合的生産」である。そして、そのような「協同組合的生産」のみが資本主義的生産様式の土台を攻撃できるのであって、「協同組合的商店」(現在の消費協同組合のようなものは、商品流通という、この生産様式の表面に触れるだけのものなのである。)マルクスが『資本論』第3部第5章で「協同組合工場」について述べていたことを、「協同組合的商店」をも含む協同組合一般に妥当するものと考えてはならないことが、ここでまったく明らかとなる。

「(d)われわれはすべての協同組合的組織〔co-operative societies〕に、その共同収入の一部を割いて、実例と教導との双方によって、言い換えれば、新しい協同組合工場〔new co-operative fabrics〕の設立を促進すること、また詳しい説明と明し説きをすることとの双方によって、それらの諸原理を宣伝するための一つの基金をつくることを勧告する。」(MEGA I 20, S. 232; MEW 16, S. 196.)

すぐ前で「協同組合的生産」と言っていたものが、じつは「協同組合工場」であったことがわかる。そしてそれは、協同組合の「諸原理を宣伝する」ための「実例 [example]」となるべきものとされているのである。ここで言う「基金」の設定がすでに50年代初頭からマルクスによって考えられていたことは、それへのアーネスト・ジョウンズの諸論説での言及から推測できる。

「(e)協同組合的組織が普通の中間階級的な株式会社 [middle class joint stock companies] (sociétés par actions) に墮落するのを防ぐために、働くすべての労働者は、株主であってもなくても、平等の分けまえを受け取らなければならぬ。たんに一時的な便法として、低い率の利子を株主に支払うことには、われわれも同意する。」(MEGA I 20, S. 232; MEW 16, S. 196.)

このテーマで注目されるのは、協同組合工場その他の「協同組合的組織」が、株式を発行して資本を形成すること、すなわち、形式的には株式会社の形態をとること、だから当然に労働者以外の株主が存在することを容認していることである。これによって、「資本論」第3部第1稿第5章で、「信用システムは、資本主義的私的企业がだんだん資本主義的株式会社に転化していくための主要な基礎をなしているのであるが、それはまた、多かれ少なかれ国民的な規模でも提供する」と言っていたことの内容が、たんに銀行からの融資を意味し本を調達することも想定するものであったことがわかるのである。もちろんそのような形態が、諸個人のアソシエーションのもとで存続するはずもないことは言うまでもない。このことは、協同組合的労働がアソーシエイトした労働の原型だ、ということの内容を正確に理解する必要を示していると言えるであろう。

以上の「国際労働者協会創立宣言」、「資本論」第3部第1稿第5章、「暫定一般評議会への指示」の三つの文献のなかでの、マルクスの協同組合についての義についての彼の見解の全体像をつかむことができる。もはや、要約は不要で、このあとに続く、すでに引用した、1871年の「フランスにおける内乱」における「協同組合的生産」および「アソーシエイトした協同組合的諸組織」

」、1875年の『ゴータ綱領批判』における「協同組合的社會」および「労働者たちの協同組合的所有」、同年のモストの『資本と労働』への書き込みにおける「協同組合的生産様式」などの語句によって表現されているものをどのように読むべきかは、すでに明らかであろう。

マルクスが、協同組合工場を「偉大な社会的実験」と呼び、「新しい生産様式」と呼んだのは、まさにそれが、資本主義的生産様式の内部で、「自由で平等な生産者のアソシエーション」が可能であることを示す実例だからであった。そのかぎりでそれは「自由で平等な生産者のアソシエーション」の原型なのである。それ以上でもそれ以下でもなかった。それはけっして、現実に見られる協同組合的諸組織のなんらかの「特殊的なシステム」を将来のアソシエーションの具体的な形態として想定させるものではなかった。いわんや、われわれがマルクスのこれらの文言から、われわれが現に見ているもろもろの協同組合——農業協同組合、消費生活協同組合、等々——や、すでに消滅したコルホーズ等々のなんらかの「特殊なシステム」から、新たな社会の生産組織のあり方を想像するとすれば、それはマルクスをまったく読み違えるもの、と言わなければならない⁵⁾。

なお、新社会の生産組織のあり方について示唆的であるのは、アソシエーションと協同組合とのそれぞれについて述べられた次の二つの文章である。

「……アソーシエイトした協同組合的諸組織が一つの計画にもとづいて全国の生産を調整し、こうしてそれを自己の制御のもとにおき、資本主義的生産の宿命である不断の無政府状態と周期的痙攣とを終わらせる……。」
(「フランスにおける内乱」。MEGA I 22, S. 143, 205; MEW 17, S. 343.)

「生産手段の国民的集中は、共同的で合理的な計画にもとづいて社会的な務めを果たす。自由で平等な生産者たちの諸アソシエーションからなる一社会の国民的上台となるであろう。」(「土地の国有化について」。Marx-Engels, "Collected Works", vol. 23, Moscow 1988, p. 136; MEW 18, S. 62.)

前者では「全国の生産を調整する」のが「アソーシエイトした協同組合的諸組織」であり、後者では新たな社会は「諸アソシエーションからなる」のだとされている。この二つの引用が示唆しているのは、マルクスがイメージしていた新たな社会は、けっして単一の中央機関による指令によって動く一元的なシ

システムではなくて、諸個人のもろもろのアソシエーションが編成する有機的な組織体だったのだろう、ということである。それは、労働する諸個人が、国有という名のもとに労働諸条件から切り離され、国家から一方的に与えられる一元的な計画に従って労働することを強制される、いわゆる「中央指令型の計画経済」なるものとはおよそ似ても似つかぬものなのである。

- 1) アーネスト・ジョウンズの論説のテキストとそれへのマルクスの協力の内容については、マルクスおよびエンゲルスの1851年7月～1854年12月の労作を収録した新MEGAの第I部門第10～12巻で、はじめて、かなり立ち入って知ることができるようになっている。この論点に関わるアーネスト・ジョウンズの論説は、「協同組合原理の弁護士網領についての書簡」(MEGA I 10, S. 641ff.)、「チャーティカ?」(MEGA I 11, S. 473ff.)の三つがMEGA各巻の付録に収められており、また第10～13巻の「付属資料〔Apparat〕」では、マルクスのチャーティスト左派の諸機関紙への密接な協力・指導について略述されている(MEGA I 10, S. 698ff.; I 11, S. 582ff.; I 12, S. 687ff.; I 13, S. 645ff.)。また、この点については、MEGAのこれらの巻の編集の一部に関わったノインユーベルが、前出の論文で主題的に論じている。
- 2) ここでのGesellschaftsunternehmungenは直接には「会社企業」を意味しているが、Gesellschaftが「会社」をも「社会」をも意味することを利用して、マルクスこの語を同時に「社会企業」と読ませ、それを「私企業」に対立させている。また、このあとすぐに述べるように、株式資本をGesellschaftskapital(会社資本)と呼び、この語を同時に「社会資本」と読ませて、「私的資本」に対立させてもいる。これらはいずれもレトリックな概念として使っていたことを示すものだ、などと考えることはできない。第3部第1稿の第3篇、第7篇に見られる)は、ここ以外の場合(エンゲルス版第2篇、
- 3) この第3点の内容は、すべて「社会的総資本」という意味である。得)すでに論じられていたものである。すなわち、資本主義的生産そのものの発展が監督・指揮労働を、資本から、したがって資本所有から完全に分離して、監督賃金を受け取る貨労働者であるマネジャーに委ねるようになり、こうして、機能資本家の企業本家は生産過程における監督・指揮機能にもとづくという弁明理由がなくなり、表現されるようになる、ということである。それは株式企業においても見られるが、指揮労働の資本からの分離の、また監督賃金が利潤とはまったく関わりのないものであるとの最良の実例として挙げられているのは、協同組合工場における、対立的性格をまったく失った指揮労働とそれにたいする賃金である(MEGA II 4.2, S. 458-460)。ここでも、

「労働者の側での協同組合〔Cooperation〕の発展」のなかに見られるものが、また「ブルジョアジーの側での株式企業の発展」のなかでも見られることが述べられているのである。拙稿「利子と企業者利得」(『資本論』第3部第23章)の草稿について」(『経済志林』第57卷第1号、1989年)参照。

なお、この「3」での記述は『1861-1863年草稿』を利用して書かれており、内容的には『1861-1863年草稿』のなかすでに基本的に述べられていたものである(MEGA II 3.4, S. 1496-1497 und 1503; II 3.5, S. 1799)。

- 4) 「収奪」の原語はExpropriationである。この語は、もともとは「自分の、自分に属する」という意味のラテン語の形容詞*proprius*と「脱」を意味する前綴*ex*とからできたフランス語の*expropriate*という動詞から生まれた語だから、原義は「脱所有化」または「奪所有」、すなわち財産を取り上げることであり、「没収、收用、接收」である。それをドイツ語化した語がEnteignungつまり「自分のものであることをなくすこと」である。力ずくでの取り上げばかりでなく、法律にもとづく收用も、納得ずくでの接收も、すべてExpropriationである。だから、「強制的に奪い取ること」(『広辞苑』)という語義の日本語の「収奪」とはいさかニュアンスが異なると言わなければならない。マルクスがはじめてこの語を科学的な概念として使用したと認められていることは、たとえば、Duden, „Das große Wörterbuch der deutschen Sprache, in 8 Bänden“, 1993-1995, でのExpropriateur, Expropriation, expropriierenのいずれも、マルクスの用語として語義と用例を挙げていることからわかる。要するに、「搾取〔Exploitation, Ausbeutung〕」がそうであるのとまったく同様に、この語は善悪の価値判断を伴う語ではなくて、「脱所有化」という客観的な過程を表現する語なのである。

マルクスは、第3部第1稿のここで、資本主義的生産様式のもとでの「収奪〔Expropriation〕」の「歴史的傾向」について記したのちに、『資本論』第1部第24章第7節の「資本主義的生産の歴史的傾向」を書いた。そこで「収奪」概念も「脱所有化」という客観的な過程を言い表わしているものである。そのことを念頭に置いて次の文章を読む必要がある。

「この変転過程〔Umwandlungsprozeß〕が旧来の社会を深さから見ても広がりから見ても十分に分解してしまえば、労働者がプロレタリアに転化され、彼らの労働諸条件が資本に転化されていれば、資本主義的生産様式が自分の足で立つようになれば、それから先の労働の社会化も、それから先の土地やその他の生産手段の社会的に利用される生産手段、つまり共同的生産手段への転化も、したがってそれから先の私的所有者の収奪〔Expropriation〕も、一つの新しい形態をとるようになる。今度収奪される〔expropriert〕のは、もはや自分で営業する労働者ではなくて、多くの労働者を搾取する資本家である。この収奪〔Expropriation〕は、資本主義的生産そのものを内在的諸法則の働きによって、諸資本の集中〔Konzentration〕によって、行なわれる。それぞれ一人の資本家が、多くの資本家を打ち倒す。この集中〔Konzentration〕すなわち少數者による多数の資本家の収奪〔Expropriation〕と手を携えて、ますます大きな規模での労働過程の協業的形態、科学の意識的な技術的応用、土地の計画的共同的利用、共同的にしか使えない労働手段への労働手段の転化、結合された